

# 食品安全委員会農薬第五専門調査会

## 第28回会合議事録

1. 日時 令和6年5月23日（木） 14:00～14:30

2. 場所 食品安全委員会中会議室（Web会議システムを併用）

### 3. 議事

- (1) 委員長挨拶
- (2) 専門委員等紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出、座長代理の指名
- (5) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

乾専門委員、宇田川専門委員、籠橋専門委員、川口専門委員、久米専門委員、高橋専門委員、玉井専門委員、古濱専門委員、本間専門委員、松下専門委員、美谷島専門委員、與語専門委員

(専門参考人)

加藤専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員、脇委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、紀平評価第一課長、横山室長、栗山室長補佐、柴田室長補佐、糸井専門官、鈴木専門官、駒林係長、鈴木係長、山守係長、貞廣専門職、藤原専門職

### 5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料2 農薬第五専門調査会専門委員等名簿（令和6年4月現在）

参考資料1 令和6年度食品安全委員会運営計画

参考資料 2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う食品安全委員会決定の一部改正について

6. 議事内容

○栗山室長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第28回農薬第五専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

事務局の室長補佐を務めます栗山と申します。

このたび、4月1日付けをもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の最初の会合に当たりますので、僭越ながら、座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては、会場傍聴者の受入れ、また、Web会議システムの映像をYouTubeにてライブ配信することにより公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

本日、農薬第五専門調査会の専門委員12名、専門参考人1名に御出席いただいております。

それでは、まず初めに、山本食品安全委員会委員長より御挨拶をさせていただきます。

○山本委員長

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の山本でございます。一言御挨拶させていただきます。

このたびは、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございました。食品安全委員会の委員長として御礼を申し上げます。

内閣総理大臣名の令和6年4月1日付け食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていると思います。専門委員が所属する専門調査会は委員長が指名することになっており、先生方を農薬第五専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。先生方には、この大原則を御理解の上、それぞれ御専門の分野の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に専門調査会での審議に御参画いただきますようお願い申し上げます。

また、通常、私どもが考える科学は、精密かつ多数のデータを基に正確な解答、真理を求めていくものです。一方、リスク評価は、多数の領域の学問が力を合わせて判断していく科学、レギュラトリーサイエンスの一つであると考えられております。リスク評価では、あるときは限られたデータしかない場合でも、その限られたデータに基づいて何がいえるかを突き詰め、その範囲内で何らかの回答を出すことが求められることもあるという点も

御理解いただきたいと思ひます。

なお、食品安全委員会の審議については、原則公開ということになってございます。この農薬第五専門調査会の審議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがあることから、非公開で行うことが多くなるかと思ひます。しかし、議事録は公開となっております。先生方の御経験を生かした御発言や、最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議対象となった評価方法の概要や活用の意義といったものを国民の皆様に広く御理解いただけて、情報の共有に資するものと考えてございます。

この農薬第五専門調査会は、個別の農薬について調査審議を行うために設置されております。そして、調査審議いただく農薬については、委員長から指定させていただくことになっております。

食品安全委員会における農薬の評価には、代謝、毒性に関する幅広い知見が必要であることから、一般毒性学の先生のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、植物代謝など、幅広い分野から御参画いただいております。皆様の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

最後になりますが、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。先生方におかれましては、科学的に妥当性の高い食品健康影響評価が遂行できますように御尽力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○栗山室長補佐

どうもありがとうございました。

次に、本日配布しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第、座席表のほか、

資料1-1として、食品安全委員会専門調査会等運営規程。

資料1-2として食品安全委員会における調査審議方法等について。

資料1-3として「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について。

資料2として農薬第五専門調査会専門委員等名簿。

参考資料1として令和6年度食品安全委員会運営計画。

参考資料2として生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う食品安全委員会決定の一部改正について。

以上でございます。

不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

資料はホームページに掲載されております。

なお、本日、Web会議形式を利用して参加されている先生もいらっしゃいますので、

そちらの注意事項を3点お伝えします。

1つ目、カメラは基本的にオンにさせていただきますようお願いいたします。また、マイクは、発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにさせていただくようお願いいたします。

2つ目、御発言いただく際は、まずお手元の意思表示カードの「挙手」と記載されたほうをカメラに向けてください。万が一、映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能を使用して挙手をいただきます。なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室していただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局又は座長が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにし、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただき、発言の最後には「以上です。」と御発言いただき、マイクをオフとする形での対応をお願いいたします。

3つ目、こちらは接続不良時の内容となりますが、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合、カメラ表示を切ることによって比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラボタンをクリックいただくとオンオフができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からない状況が続くようでしたら、お手数ですが、チャット機能を利用して状況を御連絡ください。予期せず切断されてしまった場合には、再度入室をお試しいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

次に、議事（2）として、専門委員等紹介です。

専門委員につきまして、私のほうからお名前の五十音順に紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにいただき、御所属や専門分野など、一言御発言をいただけましたら幸いです。発言の終わられました方はマイクオフでお願いいたします。

それでは、御紹介させていただきます。

まず、乾秀之専門委員。

○乾専門委員

神戸大学の乾です。専門は植物代謝です。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、宇田川潤専門委員。

○宇田川専門委員

滋賀医大の宇田川でございます。専門は発生学でございます。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、籠橋有紀子専門委員。

○籠橋専門委員

籠橋です。島根県立大学健康栄養学科で食品機能学を専門としております。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、川口博明専門委員。

○川口専門委員

北里大学獣医学部の川口です。専門は毒性学、毒性病理学となっております。よろしく  
お願いします。

○栗山室長補佐

続きまして、久米利明専門委員。

○久米専門委員

久米でございます。富山大学薬学部の所属です。専門は神経毒性です。どうぞよろしく  
お願いします。

○栗山室長補佐

続きまして、高橋祐次専門委員。

○高橋専門委員

国立衛研毒性部動物管理室の高橋でございます。専門は一般毒性でございます。どうぞ  
よろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、玉井郁巳専門委員。

○玉井専門委員

玉井です。この3月で金沢大学薬学系を定年退職しましたけれども、専門は動物での体  
内動態になります。よろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、古濱彩子専門委員。

○古濱専門委員

国立医薬品食品衛生研究所の古濱彩子です。専門は遺伝毒性、また、(Q)SARも専門と  
しております。よろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、本間正充専門委員。

○本間専門委員

国立医薬品食品衛生研究所の本間です。専門は遺伝毒性です。よろしく申し上げます。

○栗山室長補佐

続きまして、松下幸平専門委員。

○松下専門委員

国立医薬品食品衛生研究所病理部の松下でございます。専門は一般毒性、毒性病理にな  
ります。どうぞよろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、美谷島克宏専門委員。

○美谷島専門委員

東京農業大学の美谷島と申します。専門は一般毒性になるかと思ひます。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

続きまして、與語靖洋専門委員。

○與語専門委員

日本植物調節剤研究協会の與語です。専門は植物代謝と環境中動態になります。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

以上、12名の専門委員に御出席いただいております。

また、専門参考人として、加藤美紀専門参考人。

○加藤専門参考人

名城大学薬学部の加藤です。専門は動物の代謝です。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

以上、1名の専門参考人に御出席いただいております。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いたしました山本委員長、それから、農薬に関する専門調査会の主担当の浅野委員と副担当の脇委員が御出席しております。

事務局につきましては、本日、中事務局長、及川次長、紀平評価第一課長のほか、評価第一課から事務局員が参加しております。

また、事務局の人事異動について御報告いたします。

4月1日付けで専門官の落合が異動いたしまして、後任として専門職の貞廣が着任しております。また、係長の原田が異動しまして、後任として係長の鈴木が着任しております。それから、5月7日付けで専門官の中井が着任しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議事（3）の専門調査会の運営等についてでございます。

課長の紀平のほうから御説明をさせていただきます。

○紀平評価第一課長

それでは、お手元の資料のほうは資料1-1を御用意ください。

資料1-1、食品安全委員会専門調査会等運営規程でございます。昨年4月に最終改正を行っております。

こちらのほうに専門調査会の運営規程についての記載がございます。

要点について御説明させていただきます。

御覧いただきますと、第2条のところに専門調査会の設置等についての記載がございます。

第2項のところに、属すべき専門委員は委員長が指名するということで、先ほど冒頭の委員長の御挨拶の中でもあったとおりでございます。

その次の第3項のところに、座長の選任についての規定がございます。専門調査会に座長を置き、専門委員の互選により選任するとされております。

また、その次、第5項のところに座長代理に関する規定がございます。座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされております。

それから、下のほう、専門調査会の会議につきまして、第4条に規定がございます。

まず第4条のところですが、座長は専門調査会の会議を招集し、その議長となるということとされております。

また、その下、第3項を御覧いただきますと、専門参考人に関する規定がございます。当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対しての出席を求めることができますとされております。

このような運営規程に基づきまして、専門調査会の運営を行ってまいりたいと思います。

また、次のページを御覧いただきますと、食品安全委員会におけます各専門調査会の所掌についての記載がございます。

農薬につきましては、こちらにあるとおり、第一から第五までの専門調査会の記載がございます。こちらの第五専門調査会で御審議いただく内容としましては、先ほど委員長の御挨拶の中にもありましたけれども、委員長が指定するもの、品目につきましてこちらのほうで調査審議をお願いすることとなります。

続きまして、次は資料1-2を御覧ください。

資料1-2、食品安全委員会における調査審議方法等についてというものでございます。こちらは本年1月に最終改正が行われております。

1の基本的な考え方のところに記載がありますけれども、食品安全委員会における食品健康影響評価におきましては、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行うこととされております。この中立公正な評価の確保の観点から、調査審議に参加できない場合というものを規定したものととなります。

次の2のところを御覧いただきますと、(1)としまして調査審議等に参加させない場合というものがございます。こちらは①から具体的な事例ということで書かれていますが、①としましてまずありますのが、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業、もしくはその関連企業、又は同業他社、これを「特定企業」と呼んでおりますけれども、この特定企業から金品等を取得している場合というものがございます。

具体的な金額などにつきましては、次のページの別表に企業ごとの金額に関する規定がございます。

この①の項目につきまして、本年1月に見直しが行われておりまして、具体的な変更点は、まずこれまでは「委員が」とされていたところ、「委員等本人又はその家族が」ということで、配偶者及び一親等の者であって、生計を一にする場合というものがこちらのほうに明記されたということとなります。

もう一点が、先ほど御紹介したとおり、別表に企業ごとの金額に関する規定があったの

ですけれども、それにつきまして、この①の5行目にありますとおり、合計額が500万円を超える場合というものがこちらのほうに明記されたということとなります。

また、そのほか、②としまして特定企業の株式を保有している場合、③としまして特定企業の役員等に就任している場合、④としまして調査審議等の対象品目の申請資料の作成に協力した場合、次のページにお移りいただきまして、⑤としましてリスク管理機関の審議会の長である場合、⑥としましてその他中立公正を害するおそれがある場合などについて規定があるというものでございます。

これらにつきまして、専門委員の先生方には確認書という形で御確認をいただくこととしております。(2)に確認書(別紙)ということで、こちらのほうを御提出いただくということでお願いをしております。

別紙の様式につきましては、4ページ目でございます。

こちらにつきまして、2ページ目にお戻りいただきますと、先ほどの(2)で提出するものとされておりますけれども、(4)にありますとおり、提出があった日以降に開催する委員会等の都度、事実の確認を行わせていただくこととしております。先生方にはお手数をおかけすることになりますけれども、中立公正な調査審議の確保の観点から御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

こちらの確認書につきまして、本日の開催に先立って提出いただいたものを資料1-3として本日お配りしております。

以上でございます。御質問等がございましたらお申し出いただければと思います。

○栗山室長補佐

それでは、よろしいでしょうか。ただいまの説明にありました内容について御留意いただきまして、専門委員等をお務めいただければと存じます。

それでは、続きまして議事の(4)座長の選出、座長代理の指名に入りたいと思います。

先ほど御説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第3項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。

どなたか御推薦はございませんでしょうか。

川口専門委員。

○川口専門委員

川口です。

座長につきましては本間専門委員が適任と考えますので、御推薦いたします。

以上です。

○栗山室長補佐

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

高橋専門委員。

○高橋専門委員

高橋でございます。

私も本間専門委員が適任と存じますので、御推薦いたします。

以上です。

○栗山室長補佐

ただいま、川口専門委員、高橋専門委員から本間専門委員を座長にという御推薦がございました。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に本間専門委員が互選されました。

それでは、本間座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○本間座長

ただいま農薬第五専門調査会の座長に選任されました、国立医薬品食品衛生研究所の本間です。

事務局から聞いたところ、私は2018年からこうやって座長を務めて、今回で4期目になるということです。長く座長を務めていますけれども、なかなかこの座長という仕事に慣れているわけではありません。時として、議題が終わらずに時間を延長したこともしばしばありました。これからもできるだけスムーズな審議を心がけていきますけれども、皆さん御協力のほど、よろしく申し上げます。

○栗山室長補佐

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとございますので、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は本間座長をお願いいたします。

○本間座長

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名についてですが、私から美谷島専門委員に代理をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。美谷島先生。

○美谷島専門委員

美谷島でございます。

お引き受けいたしたく思います。

○本間座長

美谷島先生、お引き受けくださりありがとうございました。

それでは、美谷島座長代理から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○美谷島座長代理

東京農業大学の美谷島と申します。

本間先生、引き続き座長で大変かと思われませんが、座長代理としての仕事がないことを祈っておりますので、ぜひ無事にお過ごしただいて、出番がないことを願っております。よろしく申し上げます。

○本間座長

どうもありがとうございました。

それでは、その他の議事に移りたいと思います。

令和6年度食品安全委員会運営計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○紀平評価第一課長

資料のほうは参考資料1を御用意ください。

参考資料1、令和6年度食品安全委員会運営計画でございます。

食品安全委員会においては、毎年度、運営計画を策定しておりまして、その年度最初の専門調査会の場におきまして、その内容について御紹介させていただいております。

本日、この第五専門調査会は今年度初めてとなりますので、内容について御紹介させていただきます。

資料のほうはお進めただいて、PDFで言うと3枚目、紙の下でいきますと1ページを御覧ください。

上のほうに審議の経緯についての記載がございます。本年2月に企画等専門調査会において御意見をいただいた後、同じく2月の食品安全委員会において報告、その後、国民からの意見の募集が行われております。その後、3月19日の第934回食品安全委員会におきまして策定いただいたものとなります。

内容について御紹介させていただきます。お進みいただきましてPDF4枚目、ページ番号で2ページ目を御覧ください。

第2の項目に委員会の運営全般についての記載がございます。こちらはおおむね昨年どおりとなりますけれども、下のほうを御覧いただきますと、(5)としましてリスク管理機関との連携の確保に関する記載がございます。こちらは、食品衛生基準行政につきまして、本年4月に厚生労働省から消費者庁に業務の移管が行われたということがあります。また、水質の基準につきましては、同じく厚生労働省から環境省に基準業務の移管が行われております。これらも踏まえまして、関係府省との連絡会議等を通じまして、リスク管理機関との連携をより一層確保していくということとなります。

それから、(6)委員会におけるDXの取組についてという記載がございます。こちらは昨年度から記載しているものとなりますけれども、デジタル技術の活用などにつきまして、積極的に業務の効率化を図っていくというものとなります。

続きまして、第3としまして食品健康影響評価の実施に関する記載がございます。こちらは専門調査会に関するような記載となります。

1の(1)を御覧いただきますと、食品健康影響評価に関する記載がございまして、特

にということで農薬の再評価についての記載もございます。

また、次に少しお進みいただきまして5ページ目、PDF7枚目のところまでお進みいただきますと、第5としまして研究・調査事業の推進に関する記載がございます。こちらはロードマップを作成して、それに従って研究・調査事業を進めているというものとなります。

1の(3)を御覧いただきますと、課題の選定ということで、ロードマップを踏まえた優先実施課題の策定、それから、公募・審査などを行って研究課題を選定しているというものとなります。

次のページへお進みいただきますと、4としましてこのロードマップの改正に関する記載がございます。ロードマップにつきましては、策定後、大体5年ごとに改正、見直しを行っているところですが、今年度が見直しの年に当たるということで、このロードマップの改正について現在検討を進めているということとなります。今後の長期的な課題などについて整理を行って、今後の研究・調査事業の実施につなげていくことを考えております。

その次、第6のリスクコミュニケーションに関する記載につきましては、これまでもいろいろな媒体を通じて行ってきたところですが、文言の修正、見直しなどを行っているというものとなります。

それから、少しお進みいただきまして、ページ番号で11ページ、PDFですと13枚目にお進みください。

第9としまして国際協調の推進に関する記載がございます。こちらは、コロナも少し明けまして、国際会議もフェース・トゥ・フェースの会議なども随分増えてきたということで、そういった会議にも積極的に参加や派遣を行っているというものとなります。具体的に会議の名前も挙がっていますが、本年4月にはコーデックス、こちらには汚染物質の部会が書いてありますけれども、ほかにも幾つか開催されておりますので、そちらのほうに参加しているというものとなります。

また、次のページにお進みいただきますと、JMPRですとかOECDの農薬作業部会などについてもこちらのほうに挙がっているというものとなります。こういった会議への参加などについても、引き続き積極的に参加していきたいということとなります。

要点につきまして御紹介させていただきましたけれども、またお時間のあるときに全体をお目通しいただきまして、御確認いただければと思います。

以上でございます。

○本間座長

以上、事務局から説明がありましたけれども、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、食品安全委員会決定の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

○栗山室長補佐

それでは、参考資料2を御覧ください。

参考資料2に基づいて、食品安全委員会決定の一部改正を御説明申し上げます。

こちらは4月2日の第936回食品安全委員会の資料の抜粋となっております、タイトルにございます法律等がこの4月に施行され、食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されたことに伴いまして、食品安全委員会決定が一部改正されました。

2ポツの改正の概要でございます。(1)及び(5)が農薬の関係の文書となっております。

3ページ目から変更内容についての新旧の表で農薬関係の文章について抜粋させていただいております、例えば3ページ目のところを御覧いただきますと、右下、現行では厚生労働省となっていたところが、左側、改正後のほうでは消費者庁となっているといった変更でございます。

こちらはいずれも規定の整理ということになります。

以上でございます。

○本間座長

ありがとうございました。

今の事務局からの説明ですけれども、何か御意見、御質問等がありますか。よろしいですか。

ほかに事務局から何か連絡事項等がありますでしょうか。

○栗山室長補佐

特にございません。

○本間座長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第28回農薬第五専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上